

# 平成25年塩尻市議会12月定例会

## 福祉教育委員会会議録

日 時 平成25年12月13日(金) 午前10時

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 5号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例

議案第15号 塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定について

議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第20号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

### 出席委員

委員長	宮田 伸子 君	副委員長	鈴木 明子 君
委員	五味 東条 君	委員	務台 昭 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	永田 公由 君		

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

庶務係事務員 高津 彬 君

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。定刻より少し早いですが、全員おそろいですので、ただいまより12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、委員全員が出席をしております。この際申し上げます。審査に関する御発言は、録音もしておりますので委員、職員ともに全てマイクを使用させていただきますよう御協力をお願いいたします。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶をお願いいたします。

### 理事者挨拶

**副市長** おはようございます。大変お忙しいところ、福祉教育委員会開催をいただきましてありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、条例案件ほか御審査をお願いするわけでございます。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきたいというふうをお願いを申し上げまして開会の御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**委員長** 本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりです。詳細の日程については鈴木副委員長より申し上げます。

**副委員長** それでは日程ですが、午前中、ただいまから議案の審査を行いまして、そして昼休み休憩の後、協議会を行い、その後に視察に行きたいと思っております。視察はサッカー場と、それから考古館の視察となります。視察のほうは、一応14時15分に市役所を出発する予定でありますが、よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、ただいまより議案の審査を行います。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査に関する職員のみのお出席といたしますので、随時退席を認めます。

### 議案第5号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例

**委員長** それでは、議案第5号を議題といたします。議案第5号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**こども課長** それでは、議案第5号をお願いいたします。説明のほうは議案関係資料によりまして行いますので、済みませんが44、45ページをお開きください。議案第5号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例でございます。1番の改正理由でございますけれども、塩尻市立桔梗ヶ原保育園を来年3月31日をもちまして廃止することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2番の概要といたしましては、表示を廃止をするというものでございますし、3番の条例の新旧対照表につきましては、右のページをごらんいただきたいと思います。条例第2条に表がございまして、保育所の名称と位置を定めております。現在、塩尻市立桔梗ヶ原保育園、塩尻市大字広丘郷原1762番地302という位置の表示がございましてけれども、その1行を削除するというものでございます。

なお、条例の施行等につきましては、来年3月31日まで存続をしておりますので、来年の4月1日から施行するというものでございます。説明は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員より御質問ありますか。

**副委員長** 議会一般質問や代表質問でも取り上げられた中での答弁もお聞きしているところですが、保育所が廃園になる、廃止になるということで、子供たちの次の、今在園の園児の次の園への転園だとか、それから閉園に当たっての保護者の皆さんへの説明などの経過、もう一度お聞きしたいと思います。

**こども課長** 鈴木委員御指摘のようにですね、本会議でも永田議員さんのほうの御質問にもお答えをさせていただいてございます。とりあえず、今23人ですね、園児がおりまして、この皆さんにつきまして、済みません、今の児童数は36人なんですけれども13人が卒園をするものですから、継続ということで転園をするのが23人該当となります。宗賀中央保育園のほうへ転園を希望されている保護者の皆さんが11人いらっしゃいます、日の出保育園が10人、それから大門と高出がそれぞれ各1名ということで合計23人の方がですね、それぞれ転園を希望されているということでございます。この転園の希望につきましては、もちろんその事由がですね、こちら行政側のほうでですね、廃園をするという理由だもんですから、それなりにですね、意を用いていかなければいけないとは考えておりますけれども、今のところですね、ちょっと見させていただいた中では、そういう方はいらっしゃらないんですが、片や現在、就職というか仕事をされていなくてですね、今後就職を、仕事に就きたいという求職の事由で、もしその保育園に預けたいという方がいらっしゃったとした場合にですね、片やフルタイムで働いていらっしゃる方がいるとすると、それはどうしてもフルタイムの方のほう優先されてしまうということではございますので、そういう大原則をですね、曲げても優先をするということはもちろん言えませんが、今の状況であればですね、そういうことは可能なというふうに思っております。それから保護者に対する今までの経過ですけれども、22年度にですね、そういうことで一応廃園ということでお話をさせていただきまして、1年延長をということで、24年度末が25年度の末ということで、ここ1年延びました。それに当たりまして、その後ですね、毎年10月くらいに翌年度の入園の説明会を行いますけれども、その際にも、一応もう26年の新規の申し込みからは、もうなくなってしまふということで御説明をさせていただきました。あと一番心配なのがですね、今転園をした場合に、例えば宗賀中央保育園に行っても日の出保育園に行ってもですね、それぞれが初めてになってしまうもんですから、それまでいたお友達関係ってのが崩れるってこともございますので、頻繁にですね、それぞれの宗賀中央保育園ですとか日の出保育園のほうへ交流という形でですね、伺ってですね、お友達同士の関係というのを構築してきているというようなことでございますが、以上です。

**副委員長** 閉園、廃止になるっていうときに、その当時の保護者会の皆さんが説明会を再度開いてほしいとか、いろいろ求められたことに対して、誠実にね、対応していただけたなと思っております。閉園に当たってもね、そういうことをいろいろ配慮していただいた様子がわかりましたので、ありがとうございました。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

**中原巳年男委員** 今の課長さんの説明でわかったんですが、今後やっぱり、廃止なり統合、1小学校1園ってような方針があるというふうに聞いてるんですが、今回のこの桔梗ヶ原の場合ですね、もう決定事項なんていいんですが、例えば宗賀中央が11人、日の出が10人ってような中で小学校は宗賀小へ行く子が多いんですね。何でこういうふうになってるかっていうことについては、課長さん理解してますか。この定員の11人と10人に分かれてるっていうことについて、なぜ日の出のほうへ10人行ってるか、行くようになっているか把握してますか。

**こども課長** 把握しておりません。

**中原巳年男委員** これは以前から出てた話なんですけども、宗賀中央っていうのは逆走なんですよ。勤めてるお母さんたちが広丘とか松本が多いんですよ。それで、宗賀中央へ預けると長時間になってしまうと。そうす

ると、せっかくの収入が減っちゃうということで、やむなくこの10人の人たちは日の出保育園へ行くということで、そういう利便性というかね、そういうことも、大体、桔梗ヶ原保育園と宗賀中央の間では、往復してくると20分から25分かかるんですって。そうすると朝の通勤時間を考えると、やっぱりラッシュとかそういうことがあって、なかなか思うようにいかないのが大門とか日の出、それで大門とか高出へ行ってる子は、多分大門の住所の子供たちで、桔梗小なりへ行くと思うんですが、日の出へ行ってる10人のうちの多くが本来なら宗賀中央へ行きたいんだけど、お母さんの勤務時間、それからお迎えの時間に間に合わないということでこういうふうになってますんで、今後、やっぱり廃園とか統合する場合に、そういったことも考慮する中でね、どういうふうにしていったらいいのか、例えば30分朝、それから夕方30分までは長時間保育にしないとかというふうなことも含めて考えてもらおうと、多分この10人のうちの多くが宗賀中央へ行ったと思うんですね。宗賀中央も今少ないですよ、大分最初のころに比べたら。そういう中で、やっぱり保育園同士のバランスを取っていくということも含めて、今後そういうことがあったときにはしっかりと検討していただきたいというふうに思いますんで、お願いをしておきます。以上です。

**委員長** ほかにございませんか。ないようですので、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第5号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第5号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

#### 議案第6号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**スポーツ振興課長** それでは、塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例、御説明させていただきます。議案関係資料のほうは46、47ページになりますのでお願いいたします。

提案理由でございますが、中央スポーツ公園サッカー場、本年度人工芝化の工事を実施しておりまして、先週の12月5日に竣工になりました。この改修整備に伴いまして、使用料を見直すために必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、1時間当たりの使用料を全面1,500円、半面750円とするものでございます。

条例の新旧対照表は右ページ、47ページにございまして、来年の4月1日から施行するものでございます。若干、補足をさせていただきますが、47ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が現在の中央スポーツ公園サッカー場の使用料になっておりまして、おおむね2時間単位で1,250円の料金設定になっております。これを、左側の改正案にありますとおり1時間当たり1,500円に改正をしたいというものでございまして、県下松本市、中野市、千曲市、3市ございますけれども、そちらが人工芝のサッカー場を所有しておりまして、それらのサッカー場の使用料を参考に定めさせていただいたものでございます。以上でございます。

**委員長** 質疑を行います。委員の方から御質問ございませんでしょうか。

**永田公由委員** 12月5日に竣工したということですけど、事業費はどのくらいですか。

**スポーツ振興課長** 最終の金額で1億4,024万8,500円です。

**永田公由委員** それで、この人工芝の場合ですね、大体耐用年数というか、耐久年数はどのくらいですか。おおよそで結構です。

**スポーツ振興課長** 一応、その人工芝のピッチ部分について、おおむね10年というふうに向っております。

**委員長** よろしいですか。

**永田公由委員** はい。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

**副委員長** 1時間当たりで見ますと相当大幅な使用料のアップだと思うんですけども、これは、今言ったような、この工事にかかわったものを、その中で何というか、日本語が出てこない、受益者負担で賄おうというそういう考え方に基づくものなんでしょうか。

**スポーツ振興課長** 現実的には受益者負担で全てを賄うというのは難しいと考えておりますけれども、多額の費用をかけて整備したものであるということと非常によい施設になったということで、お隣の松本市さんが1時間当たり3,000円という設定になっております。若干規模が小さいということもございまして、松本市の半額程度という扱いになっておりまして、今までは大会にしか使っていなかったということもあります。この整備によりまして、来年度以降は平日の練習とか、その他多目的にも使用できるようになりますので、ある程度使っていただく方にも負担をいただきたいという考え方で、今回、変更をさせていただきたいものでございます。

**副委員長** この金額を調査もされて決めていこうっていう、こういう案をつくっていく段階で、使用されるであろう団体などとも話をしたり、要望なども聞いた経緯があったらお聞かせください。

**スポーツ振興課長** 基本的に塩尻市のサッカー協会のほうには、つくる段階から協議というかお話をしながら進めてきておりまして、使用料につきましても3回ほど、もうこういう形でやりたいということでお示しをしております。おおむねと言いますか、このくらいであれば松本市に比べても安いので、安いかなというような意見も逆の意見もあったりしましたが、了解をいただいていると。あと子供たちが使ったりですとか大会とかが、また減免の対象になってくると思いますので、それについては3月までには関係者のほうと協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

**委員長** よろしいですか。ほかに。

**金田興一委員** このサッカー場については、サッカー以外での利用というのは認めるのか認めないのかの点についてはどうですか。

**スポーツ振興課長** 基本的に、サッカー以外のものも含めて多目的に使用していきたいと考えております。

**金田興一委員** それから、この使用料の減免なんかはあるんですか。

**スポーツ振興課長** 先ほど申しましたとおり、減免についても各種大会ですとか、そういったものを踏まえて3月までには検討していきたいと考えております。

**金田興一委員** すると例えば地域で、例えば1つの例とすれば、グラウンドゴルフをあそこで毎年私どもの地域でもやってるんですが、そういうものに対しても減免の対象にされるというような考え方でよろしいですか。

**スポーツ振興課長** はい。市全体としての大会とか、そういったものであれば対象とさせていただきます。天然芝のときにもグラウンドゴルフとか使っていたいてましたけども、その時点では全く無料の扱いではありましたが、今後は多少負担をいただくような形で減免率等を定めて考えていきたいということで、グラウンドゴルフ関係者の方にも順を追って、今、話をしてきている状況でございます。

**金田興一委員** グラウンドゴルフは、そういう協会だとかって組織あるわけなんですけど、地域の老人クラブなんかも、結構グラウンドゴルフは手ごろなんで、そしてサッカー場、ちょうどいろんな部分でよろしいし、それから隣にはバーベキューコーナーもあるというようなことから利用する希望が多いんですが、今の話だと市全体だとか、ある一定の規模以外はだめだとなると、いわゆる老人クラブ等のそういう高齢者が各地区での集まりの中で利用するということが、有料になっていくというような捉え方になりますかね。

**スポーツ振興課長** 今回のサッカー場につきましては他の体育施設と少し考え方を考えまして、多額なお金かけたものでありますので、子供から老人まで含めてある程度費用負担をいただきながら運営をしていきたいということで考えております。ただ、1,500円丸々取ってということではなくてですね、減免率を高齢者の方についてはどのくらいにするのかということも含めて、今後検討をしていきたいと。全く無料で使うっていうと、今までもそうなんですけども、フリーで押さえてしまっただけの方は使えないとか、そういうこともありますので、なるべくたくさんの方に使っていただくには多少なりとも費用負担をしていただくのがいいかなと、そういう考え方であります。

**金田興一委員** 私、何年くらい前は、ちょっと記憶ないんですが、決算審査の中で、サッカー場の利用収入があまりにも少ないんでということで質問をした覚えがあるんですが、例えば昨年1年間の利用回数、あるいは料金収入の状況、それと、今回値上げをした時点で次年度以降の利用見込み数、こんなものがもし出ればお聞かせいただきたいと思います。

**スポーツ振興課長** 昨年の使用実績でございますけれども、基本的に天然芝でしたので、土日だけの貸し出しで大会を限定という扱いでございました。フリーで使っていらっしゃるグラウンドゴルフとか、そういったものまでは把握はできておりませんが、使用日数で約60日、人数でいくと5,446人ですね。これが、ほぼサッカー関係だと思いが5,446人。使用料の収入はもうわずかで43,735円ということです。大会関係は、ほぼ減免で無料ですので、こういう実績で1,250円ですと約70時間分ぐらいしかなかったという状況です。来年度につきましては、現在、新年度予算の編成作業に入っているところですが、見込みとしては、通年で使えるということもございまして150日程度は最低でも使っていただけるんじゃないかということで、2時間換算すると300時間程度で、45万円くらいは最低でも収入が見込めるのではないかとこのように考えております。ただ、減免等がございまして、またこれについては予算段階で精査が必要になるかと思いますが、そんな状況でございます。

**金田興一委員** はい、ありがとうございました。結構です。

**委員長** ほかに。

**中原巳年男委員** 今の料金設定が、ちょっとあまりにも、倍近くなってますよね。それだもんですから、例えば減免する場合でも、段階的にその減免率を下げてくってというようなことも検討されているかどうかということと、それから、多分これ体協のほうにまた指定管理になるのかなと思いますが、たまたま九州の3つの体育館を

視察に行ったときに、体協がどこも管理してないんですよ。一般企業ですか、それからスポーツメーカーだとか、そういうところでやっていて、それで今の150日ぐらいっていうお話あったんですが、そういった体育館については、ほぼ300日以上昼間も利用されてまして、そんなようなことも含めてね、もう少し利用率の上がるような方法と、特に少年サッカーチームってお金ないんですよ、あんまり。だから、そういう団体、サッカー協会とかそういうのじゃなくて、そういうそれぞれのね、子供たちの育成のためにやってるようなスポーツ少年団みたいなものについては、例えばこういうふうにしますとか、本来目的以外は、例えばレザンホールそうですけど、本来目的以外は減免ないんですよ。そういうことも含めてレザンホールの今の料金の設定っていうの、私は受益者負担すべきところはしてるっていうことでいいかと思えますんで、そういうことで、まだ多少時間あると思えますんで、予算の関係もありますが、そういった使用料についてとか、それから将来的な指定管理をするときにどういう形で、もう体育施設は体協だっていう考え方じゃなくて、例えばある体育館はミズノスポーツが指定管理で入っていると、それから地域で指定管理に入っていて、いろんな地域の行事にその体育館を使うとかいうようなことで、それぞれ、多分ね、野球場とかサッカー場とかそういうのも附属してあったんですが、全て体協がかかわってないということもありましたんで、ちょっとその辺も今後検討していただければと思えますんで、お願いします。

**スポーツ振興課長** ありがとうございます。減免の関係につきましては委員さんおっしゃるとおりですが、段階的な率の設定を、今、考えておりますのでお願いしたいと思えます。それから管理の関係につきましては、現在、市の体育施設で指定管理でやってるのはヘルスパ塩尻だけで、あとは施設の貸し出し等の管理を体育協会さんのほうに委託している状況でございます。今後、その体育施設を指定管理にしていくかどうかについては検討事項でございますので、そんな中で考えていきたいと思っております。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

#### 議案第7号 塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第7号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

**長寿課長** 議案第7号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例でございます。議案関係資料48、49ページをお願いいたします。提案理由でございますが、デイサービスセンターつくしの郷を廃止することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要ですけれども、デイサービスセンターの施設からつくしの郷を削るもので、49ページの新旧対照表をごらんいただきますと、つくしの郷に関するものを削ったものというものでございます。

条例の施行等でございますが、平成26年4月1日から施行するものです。若干補足をいたします。現在のデ

イサービスセンターつくしの郷ですけれども、平成2年に旧桔梗荘に隣接する現在地に設置をし、松塩筑木耆老、老人福祉施設組合が運営をし、桔梗荘が今の地点に移転した後は、平成11年から塩尻市社会福祉協議会が管理運営をしてまいりました。老朽化が著しく使い勝手も悪いことから、社会福祉協議会から改築について提案が出ており、塩尻市社会福祉協議会による指定管理期間が平成26年3月31日まででございます。今現在、隣接地に社会福祉協議会による新つくしの郷が建設中で、平成26年3月上旬には完成をする予定でございます。したがって、現在の利用者の皆さんにつきましては、来年4月1日から新つくしの郷の御利用を継続していただけるものでございます。私からは以上でございます。

**委員長** 質疑を行います。委員の皆様から御意見ございませんでしょうか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第7号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第7号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

#### 議案第8号 塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第8号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**社会教育課長** 議案第8号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案関係資料は50ページから52ページです。

1番、提案理由ですが、贅川関所・木曾考古館の今後の利活用につきましては、6月18日の福祉教育委員会協議会において説明をいたしました。木曾考古館は平成25年度をもちまして閉館することとなりました。これに伴いまして塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正するものです。

2の概要ですが、塩尻市榑川地区文化施設条例から木曾考古館を削除するものであります。

条例の新旧対照表ですが、議案関係資料51、52ページ新旧対照表をごらんください。2条、設置ですが、表内の現行名称、贅川関所・木曾考古館を、改正案名称、贅川関所とするもので、表記から木曾考古館を削除するものであります。その下、別表第3条関係、入館料の表内の現行名称、贅川関所・木曾考古館を、改正案名称、贅川関所とするもので、表記から木曾考古館を削除するものです。

条例の施行ですけれども、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。なお、木曾考古館の閉館までのスケジュールですけれども、平成26年度1月、2月で収蔵品の整理を行いまして、2月2日には県立歴史館原課長によりまして閉館記念講演会を榑川公民館で実施しまして、3月31日で閉館とします。収蔵品につきましては平出博物館に4月に移管しまして、同施設の展示品の中に組み込みまして公開をする予定でございます。閉館した木曾考古館のスペースにつきましては、中山道をウォーキングする人たち等の交流スペースといたしまして4月下旬からオープンする予定であります。なお、この木曾考古館につきましては、午後また視察の段階で見ていただきますので、その段階で、この利活用も含めまして現状を御説明を申し上げたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは質疑を行います。ありませんか。

**副委員長** 入館料のことなんですけども、この見直しはなく、今までと同じってことなんです。

**社会教育課長** はい。基本的には入館料等、減免も一緒でございます。ただ、消費税の関係がございますので、その部分は値上がりになる可能性もございますけども、現行と改正する予定はございません。

**委員長** よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第8号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第8号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

#### 議案第9号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例

**委員長** 議案第9号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例を議題とします。説明を求めます。

**社会教育課長** 議案第9号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例について説明をする際に、補足資料の提出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**委員長** 資料を配ってください。

説明をお願いします。

**社会教育課長** それでは説明を申し上げます。議案第9号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例について説明をいたします。議案関係資料53ページでございます。なお、お手元の補足資料とともに説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

1、提案理由ですが、塩尻市吉田西防災コミュニティセンターは、都市公園として整備されている吉田長者原公園内に地域住民が交流を通じ相互に連携協力する環境を醸成し、自発的な防災活動及び健康体力づくりを推進することを目的に、市の施設として平成26年3月31日までに建設されます。この施設の設置に伴いまして、塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例を新たに制定するものです。

2番、概要ですけれども、塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの設置、管理等について必要な事項を定めるとともに、同施設を市長が指定する指定管理者に管理をさせることに伴い、指定管理者が行う業務、利用料等の規定をするため、塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例を新たに制定するものであります。

条例の内容につきましては、まず補足資料によりコミュニティセンターの管理運営について説明をしまして、その後、重複する部分以外の説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。まず、補足資料の塩尻市吉田西防災コミュニティセンター管理運営について説明をいたします。

1、設置目的ですが、冒頭に説明をさせていただきましたので省略いたします。

施設概要ですが、土地が1万4,733.44平米、建物が803.62平米、建物の主な構成は、アリーナを中心に会議室が2部屋、和会議室1部屋、調理室、備蓄倉庫などがあります。詳細は別添、一番後ろでございますが、平面図のとおりでありますので、よろしくお願いたします。なお、建物の構造は鉄骨造1階建であります。

3、管理運営ですが、地方自治法244条の2第3項の規定によりまして、指定管理者に管理を行わせるものであります。

指定管理者ですが、設置場所が吉田区であることから多くの吉田区民が利用することが予測されるとともに、設置目的の趣旨等から、地元との連携調整を図りながら管理運営に当たり、関係する事業を実施することが重要と考えられるために、非公募で吉田区を指定管理者に選定したいものであります。

5番、選定期間ですが、指定管理者期間は3年から5年が原則でありますけれども、先に述べました指定管理者の選定理由等からも吉田区が長期的に継続して管理運営に携わることが妥当と考え、10年間としたいものであります。

6、指定管理者の業務ですが、(1)地域防災活動の推進に関する事業の実施。(2)番、コミュニティセンターの利用の許可に関する業務。(3)番、コミュニティセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務。(4)番といたしまして、前3号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの運営に関し市長が必要と認める業務であります。

7番目、指定管理料等でありますけれども、利用料金制度を導入いたしまして、原則として管理経費と収入額の差額を指定管理料とします。指定管理料は、市と指定管理者の両方で協議の上、年度協定に定めるものであります。なお、指定管理料算定時の見込額と収入額が大きく乖離した場合には、初年度のみ精算できるものといたします。

8番、経過でございますけれども、時間の関係上(1)から(5)は省略させていただき、(6)の本年度からの経過のみ説明をいたします。(6)平成25年2月、地元説明会を実施いたしまして、施設配置等を確認いたしました。(7)平成25年度6月議会で指定管理により管理、利用料等は、今後地元と協議する旨答弁いたしました。8月、吉田地区区長会におきまして管理運営の原案を提示しました。10月、政策調整プロジェクト会議で施設管理の検討をいたしました。11月、庁議で施設管理の検討をいたしました。12月、本議会でございますけれども、きょう、設置条例を上程しております。

今後の予定ですが、12月24日に政策調整プロジェクト会議で、選定要綱(案)並びに仕様書(案)を協議いたします。明けまして来年度1月9日に庁議で同じく選定要綱(案)と仕様書(案)を協議いたします。2月10日でございますけれども、指定管理者選定審査会にて指定管理者を選定する予定でございます。3月議会に指定管理者、指定管理料等の予算を上程する予定であります。以上、補足資料によりまして説明をいたしました。引き続き、条例について概要のみ説明をいたします。条例第5条から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

第5条、利用時間ですが、利用時間は午前8時30分から午後10時まで、アリーナのみが午前8時30分から午後9時30分までとするものです。利用時間につきましては、市内公民館等の利用時間と同様とし、

アリーナは市内の体育施設と同様としております。

第6条、利用申請ですけれども、コミュニティセンターを利用する場合は、あらかじめ指定管理者に利用申請書を提出し許可を受けるもので、許可を受けた事項に変更、取り消しが生じた場合も同様の申請が必要とするものであります。

7条、利用の制限ですけれども、管理者は、(1)、(2)に該当する場合及び利用不相当と認められた場合は、利用を許可しないものとするものであります。

8条、利用許可の取消等ですけれども、指定管理者は、前条で許可を受けたものが(1)から(3)に該当する場合及び管理上支障があると認められた場合は、利用の取り消し、停止、変更をさせることができるものとしたものであります。

9条、利用料であります。コミュニティセンターを利用する場合は、利用料を納入しなければならないものとするものでありまして、利用料の額は別表に掲げる額の範囲内におきまして、指定管理者があらかじめ市長の認証を得て定めるものとするものであります。別表の利用料のうち会議室等は、塩尻総合文化センター使用料徴収条例別表使用料の規定に基づき、その面積に応じて算出してあります。アリーナは、塩尻市体育施設条例別表2塩尻市立体育館、榑川体育館使用料の規定に基づき、アリーナの面積と同様となるバレーボール1面分の面積で算出してあります。利用料は消費税8%を含んだものであります。なお、利用料は全て指定管理者の収入として収受させるものであります。

10条、利用料の減免ですけれども、指定管理者は、特に必要があると認めるときは利用料を減額または免除することができるものとするものであります。減免率、減免額等につきましては、指定管理者が内規により規定するものであります。

11条、利用料の還付ですけれども、既に納入した利用料は還付しないものとするものであります。ただし、指定管理者は1に該当する場合及び利用者が利用の変更または取消の申請があった場合、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部または一部を還付することができるものとするものであります。

12条、原状回復の義務ですが、利用者はコミュニティセンターの利用を終了したとき、利用の許可を取り消されたとき、利用を停止されたとき、これらのときには直ちに利用した施設等を現状に復さなければならないとするものであります。

13条、損害賠償ですが、利用者はその責めに帰すべき理由によりまして施設を破損し、汚損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとし、賠償額は市長が定めるものとするものであります。

14条、委任ですけれども、この条例の施行に関し規定以外に必要な事項が生じたときは、市長が別に定めるものとするものであります。

最後までございます。条例の施行等でございますけれども、この条例につきましては、平成26年度4月1日から施行するものであります。私からの説明は以上であります。

**委員長** 質疑を行います。委員の皆様、御質問はございませんでしょうか。

**永田公由委員** あれですか、おおむねでいいんだけど、大体1年間の指定管理料というか維持管理費は、大体どのくらい見込んでるわけです。

**社会教育課長** 先ほども申し上げましたけれども、維持管理費につきましては、指定管理料算出の場合で一応

算出はしてございます。これは予算で、今、かけてありますけれども、おおむねでございます。約支出合計で193万円余くらいだと考えていただければいいかと。約200万円近くと考えていただければいいかと思えます。それから、一応利用収入を引きまして、その引いた金額が、一応指定管理料の算出基準というふうになると御理解をいただければありがたいと思えます。

**永田公由委員** 吉田区のほうに指定管理をお願いするということですけど、この午前8時半から午後10時までというその開館時間ということになると、1人常駐というような形をとるのか、それとも例えば区長さんが責任者になって鍵を預かって貸し出しをする、そういうシステムを取られるのか、その辺については地元との協議ってのは整ってるわけですか。

**社会教育課長** 今、協議中でございますけれども、管理につきましては、一応非常勤ということで、今、させていただくと思えます。鍵の貸し出しにつきましては、おおむね平日の部分で5日間ぐらいは、そこに時間帯にいるということで、それにつきましては広報等につきまして地元民にも、また市民の皆さんにも徹底するという形ですけれども、詳細についての鍵の貸し出しについては、今、地元と調整中でございます。最終的に支障がない形で一応鍵の貸し出し等、また申請等ができるような形で今最終調整を図っているところでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

**永田公由委員** もう1点ね。それとその利用料金を、今、これ徴収するわけですよ。そうすると使用前、いわゆる前納で、多分やられると思うんだけど、その金銭の管理っていうのは、どなたが責任持ってやられるわけですか。

**社会教育課長** 当然、利用料につきましては指定管理者の収入になりますので、その管理につきましても全て指定管理者が行うというようになっておりまして、一応利用責任者、それから副責任者を、この後、年度協定それから基本協定を結ぶわけでございますけれども、その中でですね、設定をしていただくようになります。区がもし指定管理者になりますとしますと、区長さんが代表という形で責任者という形になると思えますが、よろしくお願ひいたします。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

**務台昭委員** コミュニティセンターの条例の中でですね、これとこれは必ず入れなきゃいけない、こういうものはきちんと義務づけて、それを位置づけて実施しなきゃいけないっていう、そういう何かがあると思うんですが、そういう規定があったらそれをちょっと知りたいし、その点はいかがですか。

**社会教育課長** まず、条例のほうの2条のほうに、この施設自体の目的がございます。大きく分けると2つございまして、自発的な防災活動及び健康体力づくりの推進のためとございまして、なお4条のほうにですね、施設管理の次に掲げる業務を行うものとするって、業務の明細がございます。(1)地域防災活動の推進に関する業務というのもございますし、あと(2)番からそれぞれ、このコミュニティセンターを運営するために必要な業務を行うものという規定がございます。そのほかこの目的に即した形で、4条のところの前3号に掲げたほか、コミュニティセンターの運営に関し市長が必要と認める業務とありますから、ここに細かいところはうたいきれませんが、ここに関したのものについて指定管理者をお願いするというのが基本でございます。

**務台昭委員** はい、わかりました。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

**副委員長** 指定管理料を決めていく上で重要な管理経費の算定に当たっては、先ほどもちょっと質問ありましたけれども、算出の根拠となるようなものを示していただけますか。

**社会教育課長** それでは、先ほどの資料といたしました塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理料の算出根拠というのがございまして、それに全て維持管理費等もございまして、ここでお配りしてごらんいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**委員長** はい。資料の配付をお願いします。補足で説明されることはありますか。

**社会教育課長** お手元の算出資料につきまして概要を説明申し上げます。まだ予算段階でございまして、予算を上げてる段階でございまして確定ではございませんけれども、一応算出の根拠といたしましてお示しをさせていただきたいと思っております。指定管理料につきましては、先ほども申したように支出の維持管理費経費をおおむね算出いたしまして、それから収入と見込まれる利用料、算出しまして、それを差し引いたものが一応指定管理料という形にさせていただいております。指定管理料につきましては、一応155万円を設定しております。

収入でございまして、利用料ということでございまして、まずアリーナですけれども設定のほうを月15日稼働、1日3時間一応使用するというでございまして、照明料につきましても3時間の金額で算定してございまして。そして1カ月の使用料がおおむね2万7,000円ということでありまして、それに12カ月分を掛けた金額32万4,000円から、これから一応減免率100分の50、今、減免、これ想定でございましてけれども、一応100分の50ということで減免率を想定させていただき、16万2,000円を引いた金額がアリーナのほうの使用料という形になります。16万2,000円であります。会議室等につきましては、おおむねこれは会議室、午後の料金860円を基本といたしまして、これを月18日、2室使用で想定して算出してございまして。1月の算出予定額が3万4,560円の12カ月に、41万4,720円であります。これは利用料と冷暖房費も入った金額でありまして、これから先ほどお話しした減免率の、やっぱり100分の50を掛けたものの18万5,760円を引いたもの、22万8,960円が一応会議室等の利用料ということで、見込みで39万960円というのが1年間の利用料の見込みであります。

支出のほう、維持管理費でございましてけれども、業務費、先ほども、ちょっと永田委員からも御質問ございましたけれども、今、想定といたしましては、一応平日受付ということで5日間ということでありまして、上が管理業務であります。1時間の一応5日間ということで54週、20万2,500円あります。その下が会計業務ということでございまして、料金の締めということでございまして、月に2日ということで12カ月に1万9,500円ということでございまして。合計金額、業務が22万2,000円。その下の電力使用料62万4,000円ありますけれども、上の部分の重量電灯というのが、これはコンセント、照明等の電気料の使用料であります。下の低圧動力というのが、これが主にエアコン等の使用であります。これは月額をピーク時、冬とか夏とかがございましてけれども、これは1月割に割り返しまして、それで算出してございまして、一応夏場、冬場の分も考慮した分だというふうにお考えいただきたいと思っております。上下水道使用料から下につきまして、上下水道使用量につきましては、一応30ミリぐらいを予定しております月に40トン、これは市の同規模施設の実績により試算をしております。LPガスにつきましても同じく同規模施設の実績により試算をしまして、灯油代も同じでございまして。灯油代につきましては、地区公民館より若干少ないという、小さいということもございまして

し、主な部分、これはアリーナが大きな施設だもんですから、会議室等は若干少ないということで3分の2で試算をしてございます。あとは必要な消耗品、それから警備委託に関する電話料、それから警備委託料、清掃委託料、清掃用具借上料、消防施設点検委託料、自動ドア点検委託料と、この施設に係る経費でございますけど、これ全て同施設の実績によりまして試算をしてあるものであります。あくまで維持管理費につきましては見込みでございますもんですから、実際にはこれ、管理運営をしていかないと、実績値はあらわれてきませんけれども、想定できる部分を全て考慮いたしましてこういった積み上げにしております。この表につきましては以上でございますので、よろしくお願いいたします。

**委員長** 委員の方から御質問ございませんでしょうか。

**金田興一委員** 今、収入の説明をいただきましてわかりましたが、この利用の制限のところで見ると、営業用についても貸し出しができるという、こういう理解でよろしいですか。

**社会教育課長** 今までの施設と、また新しいタイプの施設ということで、防災コミュニティのこういった施設でございますので、そういったことも今後検討してくということでございますが、そうなりますと減免率のほう、総合文化センターもそうなんですけれども、減免率を少し高くしていくということがあります。ですので、減免率は、一応地元のほうの指定管理者と協議の上、市のほうで決定するというものでございまして、今その減免率についても検討中であります。ですので、今後そういった形の一般の方の貸し出し等についても検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

**金田興一委員** 営利目的での貸し出しという一概に言うんですが、現実にはね、幾つか難しい場面があるんですよね。例えば物を売るというのはもうはっきり営利目的でわかるんですが、そうでなくして例えば、塾のいわゆる説明をするためにやるだとか、いわゆる最終的には、いわゆる経営、営業にかかわることなんですけれども、その場はそうじゃない、あるいは学習塾が月に1回くらい借りるとか。これは、その都度のお金のやりとりはないんだけど、授業料として取ってた一環としてやるとか、結構いろんなケースが考えられるもんですから、営業という表現をしたんですけれども、この点についてもう一度じゃあお願いします。

**社会教育課長** 済みません、説明があれで。説明を再度させていただきます。これにつきましては、設置目的に合った形の利用というのがあくまで大原則でございますので、基本的には、その辺のところの利用につきましてはケースバイケースで検討をさせていただくということでございますが、基本は、この目的に沿った、設置目的に沿った利用をしていただくというのが基本でございますので、基本的にはその目的に沿った利用をお願いしたいというふうに考えております。なお、そういったケースにつきましては、想定される部分につきましてはまた再検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**金田興一委員** こころはね、かなり明確にしておかないと、設置目的も当然、会議室なんかもありますし、この利用の制限のときでは、あくまでも公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるときだけしかないんで、やはり細かくするんなら、これはこれでいいんですが、きちんとしたものをつくらないと、恐らく将来的にはね、そういう問題は発生をする。ほかの例でも、私もちょっと経験したもんですから、あえて申し上げました。

**社会教育課長** 委員に御提案していただいたことを検討いたしまして、今後そこら辺を明解化にしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委員長** ほかにございませんか。

**五味東条委員** 根本的なことを聞くけど、これはいわゆる例えば150万円だけど、指定管理者をですね、いわゆるこれは税金でやるわけですよ。要するに指定管理者が、ずばり言うと吉田地区の区長だということだったら、要するにその地区のですね、人たちが主に利用するという形で、ここで言う全般的ないわゆる体力増進とかね、自発的なそういったものための施設なんだけども、いわゆる地域優先みたいな形が生じりゃしないかと思うんだけど、その辺はいかがです。

**社会教育課長** これにつきましては、あくまでやっぱり設置地区が吉田区というのがございますので、それは利用者が吉田の区民が多く利用されることは想定されますけど、あくまでこれ市の施設でございますので、市民の皆さんが平等にお使いいただくというのが大原則でございますので、申し込みがあったときにつきましては使用できるような形を取っております。設置場所があくまでそういうことだもんですから、想定としてはそういうことになりますけれども、全市民が対象の施設だというふうにお考えいただければいいかと思います。

**五味東条委員** 確認ですが、その辺をですね、きちんと締めてやらないとね、はっきり言って、やっぱり誰でもそれは地元優先になりますよ。地区の指定管理者になればですね。それは、あくまでも市の要するに公共のものであるということをおね、きちんと話した上でやってもらわないとというような感じはするんだけど、だから、そういうことでやるんだったらいいけどね。だから、やっぱり地区だけの1つのここだけになっちゃうような気もつかねないもんで、その辺をちょっと、今、話したわけですが、その原則だったらよろしいですがね。

**社会教育課長** 今、御答弁申し上げましたとおり、市民が公平性、平等性を確保しながら利用できるような形で今後検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**委員長** ほかにございませんか。

**副委員長** そうは言っても、その減免率やなんかをね、その指定管理者が決めていくってということなので、そうしますと、やっぱり地元優先的な減免率っていうのにならないようにするっていうことが原則だと思うんですね。もし、地元特別な配慮をしたような減免を考えるのであれば、それこそさっきの受益者負担じゃないですけど、地元負担についても一定配慮して、指定管理料について配慮していく必要も出てくると思うんですけど、その辺はどうですか。

**社会教育課長** 現段階の調整段階のお話でございますけども、今、一応減免率、先ほども算定の中で出しましたけども、一応100分の50ということで、受益者負担もある程度これからの施設についてはお願いしていただくことでありまして、地元もそれは了解してるところであります。100分の50につきましては、一応地元だけではなくて、市民の皆さん全部同じ同率でいく段階で、今、調整を図っているところであります。ですので、地元だけ100分の例えば70にするとか80にするという意見ではなくて、今のところ100分の50ということで調整を図っているところでございます。これは一律です。ただ、いろんなケースバイケースがございますので、先ほどのいろいろ金田委員からの御指摘もございましたけれども、そういうことで減免率については、また指定管理者と十分調整を図りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**委員長** よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。済みません、私から、じゃあお願いします。非公募で指定管理者をとということがホームページのほうで予告がされているんですが、市の施設であれば、基本的には指定管理者は公募にすべきということは以前からも申し上げているんですが、非公募にされる検討をされた経過

と、その理由を教えてください。

**社会教育課長** 同じことを先ほどから御説明申し上げて申しわけないんですが、条例第2条の中、4条の中にはそれぞれ設置あるいは行う業務についても記載されております。そんなことで、こういった業務を行っていくには地元との調整等が不可欠であります。地元との調整連携を図りながらこういった事業もしてくという部分がございます。そんなことで先ほどもちょっと、それは全市民を対象ではございますけれども、主に利用される方が吉田区民の方が多く恐らく利用されるのではないかとということが想定されますし、また、今後の利活用についても、地元と吉田区の地元にあるということもありますので、そういったこともいろいろ配慮、検討する中でですね、この設置目的、今後の事業の推進、それから維持管理面から総合的に判断をいたしまして、一応吉田区が今の時点では最適だということで指定管理者にお願いするものであります。

**委員長** これ、指定管理者のお願いをする話じゃないですよ。公募にして、それだけ地元の方とお話されてるんであれば、公募にして手を挙げていただくということは考えられなかったんでしょうか。

**社会教育課長** 地元のほうにも公募というお話もちょっとさせていただいた経緯もございます。地元といたしましても、維持管理をしていくにはそれなりの覚悟がございまして、今後やっていかなきゃいけないという負担もございます。そういうのも加味しまして、公募であってほかやっていたら、ただ利用するだけなら、うちはそこら辺の手を挙げてあえて維持管理というところまで踏み出す部分もないというようなこともお聞きしている部分がございます。そんなことで、一応公募ということも検討をいたしましたけれども、現状では先ほどからの繰り返しになりますけれども、現段階では非公募で吉田区にお願いするのが最適だということで進めてきておりますので、よろしくお願ひします。

**永田公由委員** 平成23年3月に、その地元負担について地元の総会で議決されてるって出てるけども、これ、地元負担金はどのくらい出していたんですか。

**生涯学習部長** 金額につきましては一応5,000万円という形で、そういうふうになっております。

**永田公由委員** 総事業費は。

**社会教育課長** 約2億円であります。

**永田公由委員** 2億円ね。

**副市長** 今、副委員長さんの御質問でございますけれども、私ども政策調整プロジェクト会議等々で検討をしてこういう結論を出したわけでございますので、私のほうから御説明を申し上げます。ここに第1条にございましており、この施設につきましてはですね、目的が2つございます。1つは全市を対象としたいいわゆる防災施設、避難施設としての位置づけでございます。御承知いただいておりますとおり、吉田の西地区につきましては非常に防災施設、避難施設がですね、他のところと比べていわゆる薄い。薄いと言いますか、薄いという表現でございますけれども施設が整っていないということで、この地区を中心に避難施設として設置する必要があるということとで設置をさせていただいたと。もう1つはですね、地域のコミュニティを醸成をしていくということでございまして、この両面からですね、施設の運営をしていかなくちやいかんということであります。防災だけ考えていきますと、正直申し上げて全市の施設でございますから、これは市の直営なりですね、あるいは公募をしてですね、管理をしていくということが考えられますが、コミュニティを醸成していくということになりますとですね、やはり地区と一体的にですね、活用をしていかなくちやいかんということでございますから、この両方をですね、

勘案をいたしましたところ、こういう形で吉田の地元の皆さんに管理をお願いをしたほうがより効果的に活用ができるであろうというふうに考えた次第でございます。御指摘いただきましたとおり、公募でもってですね、選定をしていくという方法もございましたが、事前のいろんな打ち合わせ等々ですね、相当細かく打ち合わせをさせていただいて、施設の内容等々につきましても吉田地区を中心にして相談をさせていただいてございます。今、御指摘いただきましたとおり寄附もいただいているということでございますので、そういうことでこの条例にうたい込ませていただいたと、こういうことでございますんで御理解をお願いします。

**社会教育課長** 先ほどの事業費でございますけれども、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。2億円と申しましたけれども、今、見込額でございますが2億4,900万円でございますので、訂正をお願いいたします。

**委員長** もう1点お願いします。済みません、先ほどからほかの委員からも声が出てますが、公平さということとを考慮していただいて、非常勤で、この試算表を見せていただくと、事務が1日当たり1時間で月曜から金曜ということになってますが、申し込みの手続き等を考えると、これだけで市内の方が受付するときに大変な部分もあるかと思っておりますので、市の施設は、今、ホームページでどの施設も申し込みができるようになっているんですが、この施設もそういう御検討をしていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

**社会教育課長** 今、このコミュニティセンターの施設管理につきましては、今、仕様書並びに選定要項等を検討をこれからしていくわけでございますけれども、その中で、この受付時間等も含めまして今の申し込み、あるいは利用料の受付等も含めまして検討をしているところでございます。そういった御意見を参考にいたしまして広く市民の方に使えるような形、また地元等の対応もございまして、その辺の調整を図りながら検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**委員長** よろしくをお願いします。ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第9号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第9号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで10分間休憩を取ります。

午前11時13分 休憩

---

午前11時22分 再開

**委員長** おそろいようですので、再開いたします。

#### 議案第15号 塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定について

**委員長** 議案第15号塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求め

ます。

**長寿課長** では、議案関係資料の65ページをお願いいたします。塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、提案理由につきましては、塩尻市介護予防交流施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますが、(1)(2)にそれぞれ2つの施設が告示してございます。(1) 棧敷介護予防交流施設、(2) 本山介護予防交流施設でございますが、この指定管理者につきまして、去る本年10月22日に指定管理者選定審査会を開催し、管理者として適当であるという評価をいただきましたので、棧敷区と本山区をそれぞれ指定管理者とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成36年3月31日までとするものでございます。私からは以上でございます。

**委員長** 質疑を行います。委員の方から御意見ございますでしょうか。

**金田興一委員** 済みません、ちょっと私、勉強不足でわからないんでちょっと教えてもらいたいんですが、市の指定管理者になるいわゆる団体ですか、これは任意団体でもよろしいと、こういうことでしょうか。

**長寿課長** それに特に問題はございません。

**金田興一委員** はい、結構です。

**委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第15号塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第15号塩尻市介護予防交流施設の指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

**議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費**

**委員長** 議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

**交流支援課長** お願いいたします。議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)について御説明をさせていただきます。17、18ページをごらんください。15目市民交流センター費でございます。内容につきましては、嘱託員報酬と職員給与費等の人件費関係でございます。以降、歳出補正予算全般を通しまして多くの科目で補正をお願いしておりますが、この人件費につきましては補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから一括して説明させていただきます。以降、特殊なものを除いて各課からの人件費関係の

説明は省略させていただきたいと思いますので、御了解をお願いいたします。人件費関係につきましては、本年度中の人事異動に伴う内容と、一般職員手当の管理職手当10%の減額を10月から行っていることを加味いたしまして、年度末までを見通した上での補正をお願いするものです。給与費等にかかわります市町村職員共済組合負担金及び社会保険料につきましても、負担率、保険料率が当初からの変更になったものであり、補正をお願いするものです。以上、よろしくをお願いいたします。

**福祉課長** では、21、22ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。2つ目の丸になりますけれども、社会福祉事業推進費、災害見舞金は、当初予算では、住宅火災での全焼または全壊、一部損失、それぞれ1件の対応ができますように予算措置をしておりましたけれども、本年度上半期で既に2件の住宅全焼火災が発生しております。うち1件につきましては、類焼及び水害によりましてその住宅での生活の継続が不可能となるなど、合計3件に対し御見舞金の支給が必要となっています。また、去る12月2日にも住宅火災が発生しているという状況であります。このため、住宅火災の全焼または全壊の見舞金支給額は10万円なんですけれども、これを5件分を補正するものです。

次の丸、福祉団体等活動補助金、NPO法人等活動補助金は、塩尻市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付要綱に基づきまして、特定非営利活動法人ステップアップファームに対します家賃補助金になります。

次に2目障害者福祉費ですけれども、2つ目の丸になります。障害者福祉事務諸経費、総合福祉システム改修委託料になりますが、障害者総合福祉法に基づきまして26年度から対応することになります、障害福祉サービスを利用するための障害程度区分を障害支援区分に、ケアホームをグループホームへ一元化、地域移行支援の対象者の拡大など、障害福祉サービスの内容の変更が予定されていることなどからシステムの改修が必要となり、その改修委託料になります。

次の丸、障害者福祉サービス事業、また次の丸の自立支援医療給付事業は、いずれもサービス利用者の増加に伴う補正になります。

**長寿課長** 23、24ページをお願いいたします。5目介護保険事務費の2つ目の丸、介護保険事業特別会計繰出金でございますが、介護保険事業特別会計の人件費の補正と介護給付費の補正に伴う法定の繰出金の補正でございます。給付費の補正につきましては、特別会計の補正のときに御説明申し上げます。

**子ども課長** 続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費をお願いいたします。24ページのところでございますが上から3つ目の白丸、民間保育所支援事業でございます。最初の中ボツの保育所運営費の負担金27万8,000円の増額をお願いしておりますが、これは民間保育所の保育士確保策といたしまして、新たに保育士等の処遇改善臨時特例事業といたしまして、安心子ども基金事業に補助メニューが追加されたことに伴いまして、民間保育所でありますサンサン保育園と、それからよしだ保育園に対しまして、それぞれ入所しております児童数それから職員の勤続年数に応じまして支給をするものでございます。次の中点の前年度保育所運営費国庫負担金の返還金でございます。75万1,000円となっておりますが、これは昨年度から民間の保育所が運営を始めまして国庫負担金というものが出ており、その中でですね、当初に見込みました入園児童数に対しまして実際に入ったお子さんの数がですね、少なかった分、これが精算をされまして、その差額分を今回国に返還をするというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2目の児童運営費2番目の白丸、保育所運営費、最初の中点の臨時保育士

賃金776万4,000円の増額でございます。これは年度の中途に入所をいたしました児童、それから配慮児童に対しまして加配をいたしました保育士分の賃金等でございます。本来であればですね、お子さん午前8時半から午後4時半までお預かりするものですから、フルタイムで勤務できます嘱託保育士で対応すべきところでしたが、公募をしてもなかなか年度中途に応募者がいないという状況の中です。お子さんを受け入れるのにどうしても必要だということでパート保育士さんを採用いたしまして、お子さんを見させていただいたというものでございます。それから、その次の中点でございますが、電力使用料180万円の増額につきましては、単価の値上がりに加えまして、3つの保育園で調理室に今年度エアコンの設置をいたしました。その使用料分が含まれております。

続きまして5目の児童健全育成費3つ目の児童館・児童クラブ運営費の燃料費でございますが、これは燃料の灯油単価の値上げによるものでございます。

**教育総務課長** 続きまして飛びます。予算書37、38ページをお願いいたします。10款教育費にまいります。1項教育総務費2目事務局費でございます。1つ目の白丸、教育長給与費の減額でございます。こちらにつきましては、本年9月議会におきまして議決をいただきました塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正によりまして、平成25年10月から平成26年3月までの間、教育長に支給する給与を月額100分の10相当額を減ずることによります教育長給料と、それに伴う市町村職員共済組合の負担金をそれぞれ減額するものでございます。

次の39、40ページをお開きください。2項小学校費1目学校管理費の2つ目の白丸になります。小学校管理諸経費でございます。このうち臨時職員賃金57万7,000円でございますが、本年4月から5月にかけて広丘小学校にほとんど日本語が理解できない外国籍児童がまとまって転入したために、急遽、支援対応のための臨時職員1名を6月から雇用いたしまして対応したために、その人件費を補正するものでございます。続きまして次の電力使用料355万7,000円につきましては、燃料費調整単価等の引き上げ等に係る電力使用料の増額に伴うものでございます。次の机・椅子購入費66万8,000円につきましては、先ほど本会議の折にも市長から話がございましたけども、平成26年度に広丘小学校におきまして2学級が増加する見込みとなることに伴いまして、児童用の机と椅子を35人分の2クラス分ということで70セット、それから、その担任の先生用の机と椅子、これを教室用とあと職員室用にそれぞれということで4セットを購入しようとするものでございます。

その下の白丸、小学校施設改善事業の一般工事費330万8,000円につきましては、榑川給食センターの給湯ボイラー、給食の調理用に使っております給湯ボイラーが9月に老朽化により故障、修理不能であったために、緊急工事を既決予算の中で対応したために、その分を増額補正を行うものでございます。

1つ飛びまして2目教育振興費の白丸、教育振興扶助費249万円の増額でございます。こちらにつきましては、就学援助費につきまして認定児童数の増加に伴う増額であります。当初小学生の認定児童数348人を見込んでおりましたが、369人が見込まれるために増額補正をして対応するものでございます。

続きまして41、42ページをお願いいたします。上から3つ目の白丸、給食運営事業諸経費でございます。こちらの燃料費25万1,000円につきましては、灯油の単価上昇等に伴う増額補正でございます。それから、次の備品修繕料57万円につきましては、昨年度購入いたしました食材放射線測定器の1台が故障してしまいま

して、その修理費及び大型厨房備品の故障に対応する費用を増額するものでございます。

続きまして3項中学校費1目学校管理費の2番目の白丸、中学校管理諸経費でございます。このうち、まず燃料費41万円につきましては、先ほどの給食運営事業諸経費と同様、単価上昇に伴う増額補正でございます。その次の電力使用料145万8,000円につきましては、先ほどの小学校管理諸経費と同様、電力単価の上昇によるものでございます。次の机・椅子購入費33万4,000円につきましては、平成26年度に塩尻中学校におきまして1学級が増加となる見込みとなることに伴いまして、生徒用の机35人クラスということで35セット、それから教員用の机と椅子を、教室用と職員室用の2セットを購入しようとするものでございます。

それから、目を改めまして2目教育振興費の白丸、教育振興扶助費557万6,000円の増額でございますが、こちらは小学校費と同様、就学援助費につきまして認定児童数の増加に伴う増額でございます。中学生の認定児童数238人を見込んでおりましたが、244人が見込まれるために増額補正をするものでございます。

**こども課長** ページをめくっていただきまして、43、44ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費でございます。説明欄にございます私立幼稚園支援補助金でございます。私立の幼稚園の就園奨励費の補助金といたしまして949万8,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、例年5月から6月にかけて国庫補助金のほうの基準額が変更されます。本年も増額変更されたことに伴いまして10月に幼稚園のほうからですね、それぞれの入園児数の申請等をしていただきまして、私立の幼稚園に通われている園児の保護者の所得等に応じまして支払う補助金の支給額を増額するために補正をお願いするものでございます。なお、以降職員給与費等の補正のみとなりますので、説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員の方から御質問ございませんでしょうか。

**五味東条委員** 22ページですね、扶助費、障害者の分でございますが、結構増加の補正になっているんですが、今、なんか人数が多くなったためだという説明を受けたんですが、ちょっと詳しくお願いしたいと思いますが。

**福祉課長** 障害者の福祉サービスの中には、訪問系、それから日中活動をするための支援のもの、それから生活を送るための支援のもの、それから相談にかかわるものというように分かれておりますけれども、特に増加になっているものにつきましては、日中の生活介護に要しますサービスの御利用の方がふえておりまして、こちらのほうでいきますと、金額にして大体当初予算に比べまして2,200万円弱の増加を見込んでおります。また、日中活動をするという中で、就労を支援するための活動ということでいきますと、就労AとかBとかありますけれども、こちらのほうで大体3,000万円弱くらいの増加になってきております。中には地域での活動をするということの中で減額になっているものもありますけれども、ふえたもの減るもの等を合わせまして今回の補正額ということになっております。

**委員長** いいですか。ほかにございませんでしょうか。

**副委員長** 児童福祉費のところの総務費のところ、前年度保育所運営費の国庫負担の返還金のところで説明があったんですけど、これは、塩尻市の保育園のところ所定の定員に対して国庫補助が下りてきていて、それが実際に入園児の数との精算をして、こういう返還金が発生するっていう理解でいいんでしょうか。

**こども課長** 前年度のこの保育所運営費の国庫負担金の返還金の関係につきましては、最初の白丸のところにありますように民間保育所の支援事業のくくりの中でのということになりますので、社会福祉施設立の2つの保

育園の関係だけでございます。民間だけで、公立の保育園につきましては、もう全て普通交付税の中に含まれているということですね、特に子供の数が多かったから少なかったからってということはないんですけども、この1人1人、例えば乳児ですと、例えば十五、六万円1カ月でかかるとかっていうふうに、支弁費ってというのが決まっております、それに対しまして国のほうですね、それについての2分の1を見るとかっていうふうに決まっているものですから、その人数の増減によって、要するに民間の保育園に入っているお子さんの増減に対しましてこういう精算事務が生じてくるということになります。

**副委員長** そうしますと、定員を過剰にしてあるとかないとかっていうそういう関係ではなくて、実質的な保育状況によつての算定で返還額が出てくるっていう、そういうことですか。

**こども課長** 過剰に上乘せしているとかそういうこと、そういう某保育園ですかね、そういうことではなくてですね、本当に実数ということでのお話でございますのでお願いいたします。

**副委員長** わかりました。

**永田公由委員** 就学援助費の関係でちょっと確認したいんだけど、小学校は348人が369人にふえて249万円。中学は238人が244人になって557万6,000円ということでもいいです。いいね、いいです。そうすると、この例えば小学校の場合、21人で240万円。中学の場合は6人で557万円。この辺の差額のその理由、内容的なものはどういったことですか。

**教育総務課長** 予算で当初見積もっている部分との単価の部分とかがあるんですけども、基本的に予算で見るときには、1人当たり小学校ですと、おおむねですね、5万4,496円ぐらいが1人当たりの平均の単価になります。それから中学校費になりますと、1人当たりの平均、大体8万3,028円ぐらいの単価になります。今度はその予算の中では、個々の実際に給付された金額、例えばなんとか費補助とか、そういう費目ごとの補助費のぐあいがありますので、その実際に給付して今まで出てきた額との比較、増減の比較になりますので、単純その1人頭の今の8万円の差額と約5万円の差額って一部分と、それから、その個々に実際に給付してあって、今、予算に当初計上した金額との差額って一部分がありますので、こういったちょっと数字的には人数とその数字的にですと、感覚的に大きいずれだかっていう感じが出てきますけども、そういう形になっております。

**永田公由委員** それで、この就学援助費を受けることができる家庭ってというのが、いわゆるその所得だとか、ひとり親だとか、いろんな理由があると思うんだけど、その主な対象理由、全部じゃなくていいんでちょっと教えてくれる。

**教育総務課長** 一応ですね、就学援助基準については生活保護の該当額の大体1.35倍というところが基本になっております。ですので、基本的には生活困窮、所得がないってというような形のものが一番の基本になってまいります。

**永田公由委員** そうすると、例えば持ち家とか借りてるとか、そういったことは関係ないってことだね。

**教育総務課長** 居住状況ということですか。いわゆる資産状況とか。

**学校支援係長** 住まいにつきましては、特にその該当要件のところでは見ませんので、あくまでも先ほど課長が申し上げたとおり、要保護の方、準要保護ということで、ちょっとつけ加えさせていただくと、市県民税の非課税世帯の方であるとかっていうことも該当になってきますし、先ほど、ちょっと課長のほうで述べた生活保護基準の1.35倍ってお話があったのですが、1.3倍までということで訂正させていただきたいと思っております。

で、一応そんな状況になっております。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

### 議案第20号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

**委員長** 議案第20号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

**長寿課長** それでは、議案第20号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,565万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億7,023万7,000円とするものでございます。主な内容は24年度の給付費確定に伴う精算、それから人事異動に伴う人件費、保険給付費の一部の補正をするもの等でございます。

歳出について申し上げますので13、14ページをお願いいたします。人事異動に伴う人件費以外のものについて申し上げます。2款保険給付費4項高額医療合算介護予防サービス等費1目高額医療合算介護サービス費でございますが、医療費と介護保険の自己負担分の合算額が予想以上に増額となっているため、380万円の増額補正をお願いするものでございます。

それから4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金でございますけれども、平成24年度の介護給付費が確定したことに伴い社会保険診療報酬支払基金に超過交付分の返還をするものでございまして、900万円でございます。

ページめくっていただきまして15、16ページでございますが、7款予備費の6,000円の減額は、6款介護サービス事業費の人件費の6,000円増額補正したところでございますが、財源として充てるべき前年度の介護サービス報酬の繰越金につきまして9月補正で予備費として整理をしてありましたので、予備費を同額減額補正をし財源として充てるものでございます。

歳入につきましては、8ページから12ページまでお示しをしておりますが、それぞれ法定の負担割合によるものでございます。私からは以上でございます。

**委員長** 質疑を行います。委員の方から御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので採決を行います。議案第20号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第20号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**福祉事業部長** その前に、済みません。それでは済みません、市議会閉会中の継続審査についてお願いをしたいと思います。議会閉会中につきましても、福祉、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項につきまして、継続して審査くださるようお願いいたします。

**委員長** ただいま福祉事業部長から継続審査の申し入れがありましたので、皆さん御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、その旨を議長にお伝えいたします。

理事者から御挨拶お願いします。

#### 理事者挨拶

**副市長** 大変、慎重審議をしていただきまして、提案を申し上げました各案件につきまして、認めるべきものという御審査をいただきました。大変ありがとうございました。

**委員長** 以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時55分 閉会

平成25年12月13日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印